

平成22年度 第2回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成22年10月18日（月） 15時00分～17時00分

場所 市役所 本庁4階 第2委員会室

出席者

・出席委員9名

光井 一彦 （宇部商工会議所 会頭） 会長
大田 明登 （弁護士） 会長職務代理
赤川 信恒 （NPO 法人 うベネットワーク 理事長）
河村 竜太 （宇部青年会議所 理事長）
河野 幸子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）
梨木 譲二 （連合山口宇部地域協議会 議長）
藤田 昭一 （宇部市自治会連合会 会長）
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）
脇 和也 （株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員1名

河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）

・事務局

木藤 昭仁 （総務管理部長）
常田 完治 （総務管理部次長）
仁井 多加志 （総務管理部職員課長）
村上 正和 （総務管理部職員課長補佐）
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）
綿貫 哲之 （総務管理部職員課主任）
川本 満隆 （総務管理部職員課）

議事

1 市長及び副市長の給料月額並びに退職手当の額について

（事務局） 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。
議事進行につきましては、会長をお願いします。

（会長） 前回、委員の皆様は審議会へのご意見や特別職の報酬額等の改定に関する方向性、また、質問等をお願いしていましたが、貴重なご意見やご質問をいただきました。ありがとうございました。今日は、そのご意見、ご質問等を基に話し合いを進めていきたいと思っております。
その前に、今回の会議に追加資料がありますので、それにつきまして事務局の方から説明をいただきたいと思っております。

（事務局） <追加資料として配布した「各委員からのご質問、ご意見（要約）」、「行政委員会に関する資料」等の説明～約10分～>

（会長） 本日は、市長及び副市長の給料月額並びに退職手当について話し合い、その後、市議会議員の報酬等について話し合いしたいと思います。まずは全員に現時点でのご意見をいただきたいと思っております。

(委員) 市長の給料の決め方については、過去の経緯等も含めて算出根拠が不明な部分もありますので、本来であれば最初から議論すべきだと思います。というのは、今回の直接の議論にはならないと思いますが、所得増や人口増を前提に市長等の給料が決定されているのであれば、我々が議論をしていく上で困難なのは、今までと状況が変わってきていることです。人口規模で考えれば、市長の給料は県内で3番目にならないといけないと考えます。また、人口の増減で決定するのであれば、市長の給料については、市民一人当たりの負担額で考えるべきだと思います。

現在、市長は既に給料月額を自主的に減額しています。2年後にこの審議会を開催しても、この減額率は維持されていると考えます。そういう中では、現在の給料月額そのものについては、現状を維持すべきだと思います。今後、財政状況が厳しくなればなるほど、市長及び副市長の業務は複雑化、多様化していくと考えるので、そのような状況下では、むしろ増額しても良いと思いますし、悪くても現状維持にすべきではないかと考えます。

なお、現在の自主的な減額については維持するのが良いと考えます。退職手当についても現状維持で良いと考えます。

(委員) 市長の業務内容に見合った給料月額にすべきだと考える中で、額については現状維持で良いのではないかと考えます。

(委員) 自主的に給料を減額していますし、山口県内の中での人口規模を勘案しても給料月額については現状維持で良いのではないかと考えます。

(委員) 2年前に開催された報酬等審議会の答申以降、現状はあまり変わっていません。そうすると、その答申をある程度踏襲しても良いのではないのでしょうか。先ほど、他の委員さんからもご意見がありましたが、市長は現在給料月額を自主的に減額されていますが、今後、市長の業務内容が激務となっていくであろうことを考えると、自主的な減額措置は廃止して、給料月額についても現状維持で良いのではないかと考えます。ただ、現在の財政状況を考慮すると自主的な減額も必要とは考えます。

退職手当については、県内他市や類似団体と比較すると支給額が少し高い気がしますので、審議していきたいと思います。

(委員) 宇部市の財政状況が厳しい中で、市長がマニフェストに掲げている自主的な減額措置については必要と考えます。本来の給料月額については現状維持で良いのではないかと考えます。

退職手当については、宇部市の財政状況を考えると支給額は少し高いと思います。ただし、自主的な50%カットは少しやりすぎなようにも思います。

(委員) 宇部市の財政状況が厳しい中で、経営という面から毎年の収支を「ゼロ」若しくは「プラス」に近づけようという考えであれば、自主的な減額措置は当然のことであると考えます。市の財政状況が厳しいときに、給料の減額措置は誰が決めるのかと考えると、やはりトップの市長が責任をとるべきだと思います。

市長が自主的に行っている減額措置は、何らかの根拠があると思いますので、減額措置は支持したいと思います。ただ、自らに対する戒め的な意味で減額しているのであれば必要ないと考えます。

(委員) 算出方法をきちんと整理すれば、市民の皆さんにきちんとした説明が出来るのではないかと考えます。これくらいの仕事をしているから、これくらいの給料でも良いと言われれば、それはそれで良いのかもしれませんが、ただ、そうすると、市長が現在行っている自主的な減額措置の意味は無いのではないのでしょうか。逆に言えば、市民の皆さんが納得いくような職務に応じた給料月額であれば、自主的な減額措置は必要ないのではないかと考えます。

退職手当については、かなり高いと考えますので、議論していきたいと思います。

(委員) 市長、副市長は長期間にわたり、自らの判断で給料を減額されています。この審議会で決めるべき給料月額には自主的な減額措置も含めた給料月額ではなく、宇部市長としての本来の適正な給料月額であると理解していますし、前者と後者は別物であります。

ただ、自主的な減額措置が長期間継続している事実から、この審議会で給料月額を審議し、その結果これが適正な給料月額と決めても、その金額が客観性を帯びていないのではないかと、また、市民感覚とずれているのではないかと疑問を感じます。

自主的とはいえ長期間減額しているのであれば、減額後の額を妥当な給料月額とする考え方もあるのではないのでしょうか。

(会長) この審議会での役割は、現在決められている報酬額等が適正か否かを審議することであり、自主的な減額措置が妥当か否かを判断することではありません。この厳しい財政状況の下で、据え置きと答申すると市民の理解を得がたいという事実もあります。ただ、給料月額については、宇部市より人口が少ない県内他市の市長よりも少ないというのも疑問を感じます。そのように考えると、現在の給料月額99万円については妥当な金額ではないかと思えます。いずれにしても、今回の答申は、非常に難しいと思えます。

ところで、前市長は、いつから給料月額を減額してきたのですか。

(事務局) 平成15年度から減額されています。平成15年度に3%、その理由は市税が3%近く減収となったというものがあります。その後、平成16年度から5%、平成20年度からは10%減額されていますが、その理由は市税の減収ではなく、宇部市全体の財政状況が引き続き厳しく、市民サービスにも影響があり、市民の皆様にも痛みを负っていただく、また、職員も給料を減額するということもあり、市長自らも率先して減額率を上げたという経緯があります。

なお、現在の給料月額20%減額については、現市長の就任後、平成22年1月からとなっています。

(会長) 給料月額が99万円になったのはいつからですか。

(事務局) 平成9年度からです。昭和60年代から平成8年度までは、人事院勧告や物価の上昇率等を参考におよそ2年毎に報酬審議会を開催し、その答申に従い増額改定されていました。平成9年度から平成19年度までは審議会の開催は見送っていますが、その理由としては、民間賃金や景気が厳しいという状況下で審議会を開催し、増額改定することはないという市長の判断がありました。

また、県内においても多くの市が改定していなかったという結果もありました。

しかしながら、社会情勢も変化する中で、改定するか否かは別として、本来の適正な給料月額は何の程度なのかを改めて審議していただくために、平成20年度に審議会を開催し審議していただき、定期的を開催することとしました。

(委員) 本来は、市町村合併の時、審議会を開催し、審議すべきであったのでしょうか。

人事院勧告は、特別職の給料額にどのくらい反映されるのですか。

(事務局) 特別職の給料額そのものに反映されることはありません。ただ、改定をするに当たっての参考にはされています。

(会長) それでは、ひとつの考え方としてですが、これまでの意見を参考として、平成9年度の改定後の変動等を鑑みて、現在の自主的な減額措置は廃止するという前提で、給料月額を7万円減、平成9年度の改定前の92万円というのはいかがでしょうか。

次に退職手当についてですが、委員さんからは高いという意見が多かったようです。退職手当は給料月額に在職月数を乗じることで高くなっているようです。民間の場合は在職月数では

なく在職年数を乗じています。市の一般職の職員はどのような計算方法ですか。

(事務局) 一般職の職員については、給料月額に在職年数を乗じて算出します。在職月数を乗じて算定するのは市長、副市長のみで、県内他市もほとんどが同様に在職月数を乗じて算定しています。また、類似団体では在職年数を乗じて算定する団体が半分くらいあります。

(会長) 退職手当は、1期当たり約2,800万円、現在の市長は自主的な減額措置として50%減額することになっておられますが、逆にそのような大幅な減額措置を実施すると、本来の額と大幅にかけ離れてしまい、本来の額の意味が無いように思えます。

退職手当は、県内ではそれほど高くありませんが、類似団体内では高い方になっています。退職手当の算定方法で給料月額に乗じる在職月数を在職年数にするのはいかがかと思いますが、支給率の「0.6」は県内でも高い方であり、「0.5」に減らしても良いのではないかと考えます。

(委員) 先ほど会長からありましたように、給料月額については、ある程度のレベルの額は必要だと思いますが、退職手当については、類似団体や県内他市と同様のレベルでも良いのではないのでしょうか。

(委員) 退職手当の議論を中断してしまって申し訳ありませんが、退職手当は給料月額が基本となっており、これについては現状維持か減額との意見があります。給料月額については平成9年度から改定されていませんが、平成9年以降の経済情勢を考えると現状維持か減額すべきだと思います。

そのように考える時に、県内他市や類似団体の状況を見てみると直近の改定時にはほとんどが増額改定になっています。その中で、何市か減額改定になっているところもあります。これらの市の改定時期を見れば参考になるのではないかと考えます。それぞれの改定の時期は、いつ頃のことでしょうか。

(事務局) 改定時期については、資料の適用年月日の部分に記載しています。

(会長) 先ほど、市長の給料月額について、平成5年度の水準で92万円、7万円の減額が良いのではないかと提案しましたが、議論していく中で、減額幅が若干大きいかもしれないという感じがしました。

なお、退職手当の支給率「0.6」については、「0.55」若しくは「0.5」に減らしても良いのではないかと考えます。

(委員) 資料にある類似団体を選んだ理由は何でしょうか。また、その団体の財政状況はどうなっているのでしょうか。

(事務局) 類似団体とは、全市区町村を人口と産業構造によりグループ分けしたものです。その中で、今回は宇部市と人口規模が同等の7市のデータを資料として挙げています。また、財政状況についても資料の中に経常収支比率や実質公債費比率等のデータを記載していますので参考になるうかと思えます。

(委員) 退職手当を算定する際に乗じるのは、在職月数と在職年数のどちらが良いのでしょうか。

(事務局) 在職年数を乗じる場合には支給率を上げないと退職手当額が大幅に減額となります。

(委員) 支給率を「0.5」にすると退職手当額はいくらになりますか。

(事務局) 2,851万2千円が2,376万円になり、475万2千円の減額となります。

(委員) 給料月額を減額すると退職手当にも影響してきます。その上で支給率も減らすとさらに影響がでることになります。

(会長) 他に何かご意見はありませんか。

(委員) 市が策定した行財政改革加速化プランとの兼ね合いはどうなりますか。

(事務局) このプランは行政全般のことではありますが、プランの中では特別職の報酬等について言及していません。この特別職報酬等審議会での答申が基本となると考えます。

(委員) 平成9年度に比べれば、近年は景気は悪化しており市民感情も考慮すると、給料月額を下げても良いのではないのでしょうか。また、退職手当の支給率を「0.5」に下げても良いのではないかと思います。

(委員) 財政難という恒常的なものをどのように考えるかだと思います。民間であれば売上げが落ちると給料は下がる。しかし行政は必ずしもそうとは言えない。税収が落ちても交付税である程度補填される。そう考えると一概に減額するというのには疑問を感じます。ただ、個人的には給料月額を下げることに異論はありません。

(会長) それでは、市長の給料月額については現在より7万円減額、退職手当の支給率については現在の「0.6」を「0.5」にするという方向で一旦議論を終了し、その影響等について事務局に資料を作成してもらい、その資料を参考にしながら、次回、再度議論することにします。

なお、報酬等審議会を平成9年度以降前回まで開催してなかったことで、本来の給料月額についての議論がなされていませんでした。そのことで議論が紛糾してしまっている部分もあると思います。前回の答申の中にもありますが、今後については、引き続き2年毎に本審議会を開催すべきだと考えます。

2 市議会議員の議員報酬について

(会長) 今からは、市議会議員の議員報酬について話し合いたいと思いますが、本日は時間もあまりありませんので、委員の皆様の意見を聞いて、実際の議論については次回にしたいと思います。それでは、全員に現時点でのご意見をいただきたいと思います。

(委員) 議員報酬の額についてはそれほど高くはないと考えます。ただ、市民感情や市の財政状況等を考えると、現在自主的に減額している率と同じ5%は下げるべきではないかと考えます。

以前は専業の方もいらっしゃったと思いますが、現在は皆さん別に仕事もして、ある程度収入もあります。また、市の財政状況が良くなったときに増額改定することもできますので、減額しても良いのではないのでしょうか。

(委員) 議員定数を4名削減するということがありますが、そのような方法により財政状況に寄与するというのは良いと思います。

また、適正な議員報酬の額というには、議員の活動状況についてよく理解できていない点があり判断するのは困難です。

委員の皆さんの意見の中で根拠がある減額率等の提案があればそれを支持したいと思います。議員報酬の額を減らすよりは定数を削減するほうが良いのではないかと考えます。

- (委員) 議員報酬については減額の方で良いと考えます。なお、減額率については生活のこともありますので、市長等の減額率よりは少ない方で良いと考えます。
- (委員) 議員報酬を大幅に下げるのはいかがかと思えます。減額率は少なくとも良いのではないかと思います。
- (委員) 先ほどもありましたが、来年、議員定数を32名から28名に削減されます。資料の中に議員定数が28名になった場合の市民一人当たりの年総額がありますが、県内他市や類似団体と比較してもそれほど高くありません。そう考えると議員報酬については現状維持で良いのではないのでしょうか。
今後については、議員の数が4名減ることによって、議員一人当たりの仕事も増えてくると考えられます。そういった中で我々市民が議員の活動状況をよく見て、投票により判断していきたいとも思えます。
- (委員) 一般的に議員の平素の活動状況が市民には不明なところがあるように思えます。市内24校区ありますが、各校区に最低1人は議員が必要ではないのでしょうか。議員報酬については専門の議員もいれば、副業をしている議員もいると思いますが、そういった中で、議員の平素の活動状況がよく見えない部分があるので、そこを良く見ながら判断していきたいと思えます。
- (委員) 様々な議員がいる中で、市民感情からしても報酬額については高いと思えます。他にボーナスや政務調査費もあることから市長と同程度の減額率にすべきだと思います。水準としては平成5年度くらいの水準が妥当だと思います。
- (委員) 議員は市民の代表なので、ある程度の報酬額は必要だと思います。優秀な人材を確保するためにもある程度の報酬額は保証すべきではないのでしょうか。一概に減額というのはいかがかと思えます。
他の委員さんのご意見にありましたが、議員定数が削減されることで市民一人当たりの年総額が下がることも市民に対する減額をしないという説明にもなると考えますので、議員報酬の額については現状維持で良いと考えます。
- (会長) 全員の意見をまとめますと、議員報酬の額については現状維持、自主的な減額措置は継続で良いという感じがあります。しかしながら、市長の給料月額を減額するのに議員報酬月額については現状維持というのは市民への説明が難しいという思いもあります。議員定数の削減による約3,000万円の削減効果で理解していただければ良いのですが、そういったことを考えると、今回は若干の減額をするという案はどうでしょうか。
- (委員) 現在の議員報酬の5%減額は議員全員が実施されているのですか。
- (事務局) 全員が5%減額されています。条例の附則で定められています。
- (委員) 現在、実際に5%減額しているのに、その減額率が条例の本則で定められた場合に納得できないという議員がいるのならば、私には理解できません。
- (会長) 本則で減額すると、期末手当等にも影響してくるのではないのでしょうか。
- (事務局) 本市では減額前の議員報酬月額を基本に期末手当を算定します。減額措置が期末手当に影響することはありません。
- (委員) 議員は5%の減額をどのように捉えているのでしょうか。

(事務局) それについては、議員が独自に提案されたことなのでよくはわかりません。ただ、財政状況が厳しい、また、市長や副市長が給料を減額しているという流れの中で、議員報酬の減額をしようということになったのではないかと思います。

(会長) 資料の中に、議員1人当たり政務調査費の年額が24万円とありますが、これは変わっていないのですか。

(事務局) それは以前から変わっていません。

(委員) 報酬審議会には直接関係はありませんが、政務調査費の用途については公開されているのですか。

(事務局) 政務調査費については議会事務局に確認して、運用方法等も含めて報告させていただきます。

(委員) 議会閉会中に召集された委員会に出席した場合の費用弁償はどうなっていますか。

(事務局) それは、平成20年度に廃止されています。

(会長) それでは、ある程度の方向性は見えてきましたので、本日の審議は終了したいと思います。
なお、今回の議論の中で減額率の案等も出ましたので、事務局には次回までにそれに関してどのくらいの影響が出るか等の資料を作成していただきたいと思います。
また、前回と同様に委員の皆さんには必要に応じて、事務局へ資料や質問の要請をしていただきたいと思います。

3 第3回の審議会日程について

(会長) それでは次回の日程ですが、事務局の方で案はありますか。

(事務局) 日程についてですが、11月5日の金曜日の午後3時はいかがでしょう。

(各委員) 特に異議なし。

次回開催は11月5日午後3時とする。

審議会終了時刻 17時00分

以上